

生活交通の維持に関する提言

生活交通の確保及び地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保、機能強化及び利用促進を図るため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。
- (2) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化を推進するため、支援策を拡充すること。

2. 地域鉄道の維持・運営等に必要な支援

- (1) 地域鉄道の存続と安全性の向上を図るため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の支援制度を拡充するとともに、地域鉄道の運行費及び維持管理費に必要な財政措置を講じること。
- (2) LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に対する支援を充実強化すること。

3. 地域のバス路線及びコミュニティバス等が安定的に維持できるよう地域公共交通確保維持改善事業の対象要件を緩和するなどの財政措置を講じるとともに、必要な支援策を講じること。

4. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減等を図るため、スクールバスや高齢者・子ども等を対象とした福祉事業における貸切バス等の運賃・料金制度を見直すこと。

6. 東日本大震災関係

地域公共交通確保維持改善事業における被災地特例については、引き続き、継続するとともに、対象要件を拡充すること。

また、鉄道復旧までの代替交通を確保するため、必要な支援策を講じること。